

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

# 東神楽 2

2018  
February  
No.641



特集

公共施設の在り方を考える②


 平成29年12月末現在  
 ( )内は前月比 [ ]内は前年同月比

10,380人(-8)[-23]

● 男4,899人(-11)[-14] ● 女5,481人(+3)[-9]

● 世帯数 4,320戸(-8)[+26]

住民基本台帳より ※住民基本台帳法の一部改正により  
 外国人住民が加わりました。





今月号の表紙は成人式  
 で撮った1枚。この日の  
 ために着飾られた新成人の皆さんは、とてもきらびやかに映  
 りました。新成人の皆さん、おめでとうございます。

(こ)は今年で30歳を迎えます。成人式から約10年、長かっ  
 たような短かったような…。気持ち的には20歳のころから  
 あまり変わっていなくても、昨年は数々のけが見舞われる  
 など、確実に年を取っていることを認めなければいけないの  
 かなと思う、今日このごろです。(こ)



合 福 社 会 館

## 目 次 CONTENTS

- まちのできごと……………3
- 特集……………4~5
- Pickup……………6~11
- 健康食育……………12
- ほそめ先生とはじめての花育……………13
- スマイルキッズ……………14
- 子育てコラム……………15
- 子育て・保健案内板……………16
- インタビュー……………17
- 情報案内板……………18~25
- カレンダー……………26




町長  
 コラム

# 花のまち随想










**東神楽町長  
 山本 進**

新しい年が明けてひと月が過ぎました。平成という時代もあと1年3か月余りとなります。振り返るにはまだ早いかもしれませんが、全国的に平成という時代は、戦争もなく、平和な時代だったものの、阪神淡路大震災、東日本大震災をはじめとする大きな災害や、世界ではテロなどもあり、『失われた20年』、『地方消滅』など、あまり明るくない話題も多かったように思います。

しかし、東神楽町にとってみれば、ひじり野団地開発が始まったのが平成元年(1989年)でした。その後、市街地の道道拡幅事業により街並みも一変し、旭川空港に新しいターミナルビルもでき、人口も1万人を超えるなど、発展していった時代だったと思います。その平成の終点にあたり、今の時代を担う私たちにとっては、次の時代にどうやって東神楽町を持続させ、発展させていくかが課題になってきます。

1月から、公民館ごとに地区別まちづくり計画を改正するための地区会議を始めています。4年前に、地域の課題を発見し、目標を定め、実行するため、地域の皆さんと役場職員が議論しながら計画を作りました。4年経って、できたこと、できなかったこと、それぞれあるかと思いますが、またしっかり議論しながら、地域の将来を考えていただきたいと思っています。また、このことが地域の元気につながります。地域の元気がこの町を輝かせる源だと思っています。

身近な情報などをお待ちしています。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113

タウンニュース

特集

Pick up

健康食育

スマイルキッズ  
子育てコラム

子育て案内板  
インタビュ

情報案内板

## 東神楽町と旭川信用金庫の 包括連携協定締結式



## 旭川信用金庫と協定を締結

12月25日(月)

東神楽町と旭川信用金庫は、地域活性化などに関する包括連携協定を結びました。この協定は、地方創生の推進などが盛り込まれた内容となっており、今後の東神楽町のまちづくりへの活用が期待されています。旭川信用金庫の原田直彦理事長は「地域のために頑張りたいです」と思いを述べました。



## 新たな年 火災のない1年を願って

1月5日(金)

新春恒例の東神楽消防団出初式が行われました。役場前を出発し、総合福祉会館までのコースを、女性団員、各地区の団員は隊列を組み堂々と行進し、沿道の声援に応えていました。

新たな年の始まりに、災害のないまちへの誓いを新たにした消防団員の方々の行進する姿に、火災予防に対する固い決意が感じ取られる式となりました。



## 東神楽町の発展を願う 新年交礼会

1月10日(水)

東神楽町、東神楽農業協同組合、東神楽町商工会が共催する新年交礼会が総合福祉会館2階大ホールにおいて開催され、町内から約100人が参加しました。

交礼会では、参加者同士が新年のあいさつを交わすとともに、各団体の代表者による鏡開きや商工会抽選会などが行われ盛会に終了しました。



## 地区別まちづくり計画を見直します

1月17日(水)・19日(金)

地区別まちづくり計画を見直す会議が、東聖・ひじり野地区と稲荷地区で開催されました。地区別まちづくり計画は、平成26年度を初年度として、町内7つの地区それぞれの実情に即して策定された計画で、今回が最初の見直しとなります。会議では、計画の進捗状況を確認し、地域課題の変化に合わせて必要な修正を行います。参加者は「自分の住む地域のまちづくりを決める大事な会議なので、責任を持って取り組みたい」と話していました。

# 公共施設 の在り方を考える②

## 検討委員会会議を実施

公共施設等集約化検討委員会  
は、町内関係機関・団体の代表  
者など20名の委員で構成され、  
これまでに3回の検討委員会を  
開催し、集約化に向けた複合施  
設整備事業の基本構想案をまと  
めました。

第1回の会議では、中央市街  
地における老朽化する公共施設  
の現状や他町における公共施設  
の再編整備の先進事例の紹介を  
行い、第2回の会議では、ワー  
クショップ形式で、老朽化する  
公共施設のうち、集約すべき機  
能などについてのアイデアを出  
し、第3回の会議で、複合施設  
整備事業基本構想案としてまと  
めました。

会議を通し、中央市街地にお  
ける老朽化した公共施設を、こ  
のまま建て替えや維持管理して  
いくと、多額の費用が必要とな  
ることが想定されるため、各公  
共施設の機能のうち、同じ機能  
のものはまとめて効率的な利用  
を図り、公共施設全体としての  
面積を減らして、コスト削減に  
努めていく必要があることなど  
を、共通認識として持つことが  
できました。

また、減らすばかりではなく、  
時代とともに、新たに必要とな  
る機能も加える必要があるとい  
う意見もありました。

## 複合施設のイメージ

複合施設のイメージは、総合  
福祉会館と国保診療所を合わせ  
た施設に、役場の行政スペース  
を確保するとともに、新たに必  
要な機能に係る施設設備も加え  
ていくというものです。整備予  
定地については、建て替えには  
一定の面積が必要であり、また、  
平成3年以降に建設した役場庁  
舎の部分は耐震性なども問題な  
いため、そのまま活用すること  
から、行政スペースの連続性な  
どを考えると、役場を中心とし  
た場所を予定しています。

それ以外の施設については、  
取り壊しの上、新たな複合施設  
に集約するのか、補強などによ  
り耐震性を確保した上で、複合  
施設との連携を持たせていくの  
か、今後、検討委員会でも議論し  
ながら進める予定です。

また、この複合施設は町のシン  
ボリックな建物になるため、接合面  
などが目立たないようにした方  
が良いという意見もありました。

### ◆複合化の対象となる公共施設



### ■整備のスケジュール

現段階においては、建設費  
に活用できる有利な起債が時  
限的なものであることから、  
平成32年度の着工を予定して  
おり、建設や運営に当たって  
の民間活力の活用についても、  
検討していく予定です。

今回まとめられた基本構想  
を基に、本年7月を目前に、  
より具体的な基本計画の策定  
を予定しています。



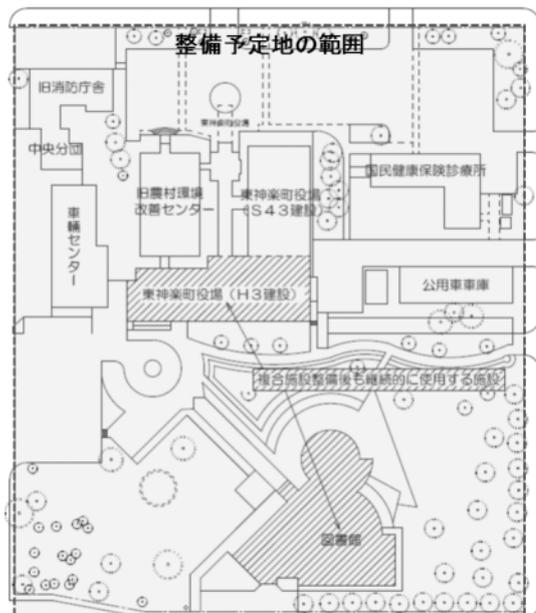
区分	整備の方向性
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>音楽や演劇など多種多様な演目に対応可能な音響性能を有するホールを整備する</li> <li>ホールの観客席は可動式で収納できるなど工夫する</li> <li>出演者などの動線に配慮した控室を整備する</li> <li>防音機能を備え、ホールのステージ同規模のリハーサル室を整備する</li> <li>文化サークルの活動室を整備する(会議室、料理実習室、和室など)</li> <li>利用団体のロッカーの設置を検討する</li> </ul>
交流機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民相互の交流空間としてカフェの整備を検討する</li> <li>情報発信、情報交換の機能配置を図る</li> </ul>
健康相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者などが軽い体操・運動が出来る空間の整備を検討する</li> <li>健康相談など、気になることを相談できる室を整備する</li> </ul>
診療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院する機能は想定しない</li> <li>適切な動線を検討し、所要室を配置する</li> <li>感染源が遮断できる機能を検討する</li> <li>感染患者などのための出入口を設ける</li> </ul>
行政窓口機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民が効率的な動線で利用しやすい窓口を整備する</li> <li>使いやすいローカウンターを整備する</li> <li>プライバシーに配慮した窓口や相談室を整備する</li> <li>誰にでもわかりやすい案内表示とする</li> </ul>
執務機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>執務空間と利用者空間の明確な区分</li> <li>拡張性があり多用途に使用できる会議室</li> </ul>
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に対策本部を設置するためのスペースや放送・通信設備を整備する</li> <li>応急物資など防災物品を格納するスペースを整備する</li> <li>避難所としても利用できるスペースを整備する</li> <li>災害対応車両などを配置できる広い駐車スペースを整備する</li> <li>地震や水害などの災害に強い構造とする</li> </ul>
施設管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギーに配慮した照明・空調設備を整備する</li> <li>個人情報や行政情報を適正に管理するための強固なセキュリティを整備する</li> <li>管理や更新が容易にできる効率的な設備等を配置する</li> <li>耐久性のある外装材を使用する</li> </ul>
車両格納機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス、建設車両(除雪車)、公用車などの各種車両を格納する</li> <li>機能上必要であれば、同一棟ではなく別棟や分離などを検討する</li> <li>物品を収納する</li> </ul>
その他機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合用のキッズスペースを整備する</li> </ul>

### ■集約する機能の方向性について

左の表は、複合施設に集約する機能や、新たに加えたい機能など、委員の意見や、役場として必要と考えたものについて記載しています。

会議室や活動室などについては、同じ機能のものは集約して、新たな機能としては、文化ホールの観客席に可動式のもの、住民が集い交流できるカフェやサロンのような機能、健康相談や軽い体操などが出来る場所があればという意見などがありました。

また、周辺の総合体育館やつつじ館、図書館との機能分担は必要であると共通認識を図りながら、基本構想案としてまとめました。



## パブリックコメントを実施します

### 都市計画マスタープラン・立地適正化計画・複合施設整備事業基本構想

町では、標記の計画などを策定中です。これらの案を公表し、意見を集約するため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

#### ■東神楽町都市計画マスタープラン

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市街地やその周辺地域の土地利用並びに都市整備の方針を示すもの

#### ■立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、コンパクトなまちづくりの実現を目指して、住宅および都市機能施設の立地の適正化を図るためのもの

#### ■複合施設整備事業基本構想

中央市街地に点在している老朽化や耐震基準を満たしていないなどの公共施設について、多機能で利便性の高い複合施設となるよう集約化の方向性を示したもの

■意見募集期間 1月22日(月)～2月21日(水)

■公表方法 HPでの公表、およびまちづくり推進課、ふれあい交流館で供覧

■提出方法 次のいずれかの方法で提出してください。意見書様式は、ホームページに掲載するとともに、まちづくり推進課およびふれあい交流館に設置します(任意様式でも可)。なお、提出の際は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、名称、事務所または事業所の所在地および代表者の氏名)、電話番号を記入してください。

①電子メール kikaku@town.higashikagura.lg.jp

②郵送または持参(東神楽町まちづくり推進課あて)  
〒071-1592 東神楽町南1条西1丁目3番2号

③FAXによる方法 0166-83-4180

※提出された意見の内容と町の考え方については、HPで公表します(氏名などの個人情報については、一切公表しません)。なお、提出された意見については、個別の回答はしませんのでご了承ください。

■問い合わせ まちづくり推進課(☎83-2113)  
建設水道課(☎83-5414)



# 平成28年度

## 大雪地区広域連合

### 決算の概要

大雪地区広域連合は、保険者として平成16年4月から業務を開始しています。

平成29年12月22日に行なわれた第3回大雪地区広域連合議会定例会で、平成28年度の一般会計と3特別会計の決算が認定されました。その決算の概要についてお知らせします。

※決算額については四捨五入処理をしているため、実際の決算額と異なる場合があります。

◆問い合わせ◆  
大雪地区広域連合  
☎82-3697

#### 〔一般会計〕

平成28年度は大雪地区広域連合が保険者として業務を開始し13年目となりました。6名の派遣職員と4名の専任職員で業務を行い、関係町・関係機関と協議を行いながら、住民サービスの低下を招くことなく効率的に事務処理を進めました。

#### 〔介護保険特別会計〕

平成27年3月に策定した第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）に計上された要介護高齢者数の現状と将来推計などを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、円滑な事業運営と給付の実施を進めました。介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、第5段階である標準的な年額保険料を6万9300円（月額5775円）としています。

成28年度中に151万円を追加で積み立て、平成28年度末現在の基金残高は3311万円となりました。今後の介護保険料抑制のために有効な活用を図ります。

#### 〔国民健康保険特別会計〕

国民健康保険料については、被保険者の負担軽減と安定化、平準化を図りながら、最少の負担で医療給付が受けられるように料率を設定しました。住民福祉の向上と公平負担の確保という制度の基本に立ち、3町の被保険者にかかる必要な保険給付費を見込み、健全経営ができるよう関係町と協議を重ね、国民健康保険運営協議会に諮問のうえ保険料を決定しました。

療養給付費（費用額ベース）は、26億7894万円となり、2億6540万円の余剰金が発生しました。これは、医療費全体で予算額を下回ったことなど

によるものです。国保財政調整基金は、平成28年度中に預金利息を追加で積み立て、平成28年度末現在の基金残高は1億3433万円となりました。今後の国保財政安定化に向けた財源として活用します。

#### 〔後期高齢者医療特別会計〕

平成20年度から、老人保健制度に変わり後期高齢者医療制度がスタートしています。

北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営していますが、申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務などは大雪地区広域連合で行っています。

納付された保険料や3町の被保険者にかかる医療給付費の負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付しています。療養給付費（費用額ベース）は45億776万円となっています。

### 大雪地区広域連合歳入歳出決算額

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	11億9429万円	11億9291万円	138万円
介護保険特別会計	30億3681万円	29億4984万円	8697万円
国民健康保険特別会計	42億4208万円	39億7668万円	2億6540万円
後期高齢者医療特別会計	7億6282万円	6億9241万円	7041万円
合計	92億3600万円	88億1184万円	4億2416万円

### 介護給付費の状況

区分	給付費総額	受給者数	月額給付費（一人あたり）
居宅介護サービス等給付費	16億589万円	1362人	9万8256円
施設介護サービス等給付費	12億710万円	332人	30万2986円
合計	28億1299万円	1694人	40万1242円

### 保険料収納状況（現年分）

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
介護保険料	5億9166万円	5億8983万円	0	183万円	99.69%
国民健康保険料	8億265万円	7億8311万円	2万円	1952万円	97.57%
後期高齢者医療保険料	2億4008万円	2億3920万円	0	88万円	99.63%

### 国民健康保険被保険者医療費の動向

一世帯あたり		60万927円
一人あたり	全体	33万774円
	前期高齢者	48万3061円

### 後期高齢者医療被保険者医療費の動向

医療費総額	45億776万円
受給者数	4836人
一人当たりの医療費	93万2126円

# 確定申告は

# 期間内にお早めに

問い合わせ 税務課 ☎83-2119

## 東神楽町役場での確定申告の受付は3月14日(水)まで

### 役場でも確定申告を受け付けています

#### ■開設期間

還付申告 1月18日(木)～3月14日(水) (土日、祝日および3月1日(木)、2日(金)を除く)

確定申告 2月16日(金)～3月14日(水) (土日、祝日および3月1日(木)、2日(金)を除く)

※譲渡所得を含む申告については、役場で受け付けられない場合があります。

※申告書の作成には時間がかかるため、長時間お待たせすることがありますのでご了承ください。

#### ■開設時間 午前9時～午後5時 (受付終了：午後4時30分)

※2月22日(木)、23日(金)は、夜間受付を行いますのでご利用ください。

(開設時間：午後6時～午後8時 受付終了：午後7時45分)

### ふれあい交流館でも確定申告の臨時受付を行います

#### ■開設日 3月1日(木)、2日(金)

#### ■開設時間 午前9時～午後5時(受付終了：午後4時30分)

#### ■会場 ふれあい交流館 会議室1 (工事により場所が変更となる場合があります)

※3月1日(木)、2日(金)は、役場での受付はしておりませんのでご注意ください。

### 申告に必要なもの

#### ①収入を確認できるもの (主なもの)

給与所得の源泉徴収票(原本)、公的年金などの源泉徴収票(原本)、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など

#### ②控除額の確認できるもの (主なもの)

・医療費控除…医療費の明細書または医療費の通知書 (お知らせ)

※明細書および通知書などについては、病院、薬局、人ごとに整理が必要です

※医療費の通知書は、自己負担分の記載がないものは使用できません

・セルフメディケーション控除…セルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類。(例：職場や町で受けた健康診断やがん検診の結果通知表など)

・社会保険料控除…健康保険料の領収書・国民年金保険料控除証明書など

・生命保険料控除…支払額などの証明書

・地震保険料控除…支払額などの証明書

・寄附金控除…寄附の受領書

・障害者控除…障害者手帳

※その他の控除などについてはお問い合わせください。

#### ③本人確認書類 (『マイナンバーカード』であれば1点、

それ以外は『通知カード』と『運転免許証など』の2点)

#### ④印鑑

#### ⑤口座番号を確認できるもの (還付がある方)



## 確定申告をすることで税金の還付が受けられます

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、申告をすることにより税金が還付されます。

### ①総合課税の配当所得や原稿料などがある方

年間の所得が一定額以下である場合（一定額は、所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります）。

### ②給与所得者で次の控除を受ける方

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）などを受けられる場合（給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、各種の所得（退職所得を除く）についても申告が必要です）。

### ③年の途中で退職した後就職しなかった方

給与所得について年末調整を受けていない場合（源泉徴収票で、支払金額と源泉徴収税額のみが記載されている場合）。

### ④退職所得がある方

次のいずれかに該当する場合。

◆退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合。

◆退職所得の支払いを受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている場合。

### ⑤所得が公的年金等に係る雑所得のみの方

医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合。

### ⑥予定納税をしている方

確定申告の必要がない場合

※住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けて所得税額および復興特別所得税額が発生しない方で、医療費が一定額以上ある場合は、申告をすることによって所得税および復興特別所得税の還付はありませんが、住民税が減額になる場合があります。

## 旭川北洋ビルで確定申告の受付を行います

旭川東税務署では、確定申告会場を『旭川北洋ビル9階（旭川市4条通9丁目）』に開設します。

※税務署の庁舎内には確定申告会場を設置していませんので、ご注意ください。

○開設期間：2月16日（金）～3月15日（木）（土日、祝日を除く）

○開設時間：午前9時～午後5時（受付終了：午後4時）

※申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋免許証など）をお持ちください。

※申告書を作成済の方は、旭川東税務署へ郵送等により提出をお願いします。

○詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）へ

※自動音声でのご案内となります。

## 確定申告書は国税庁のホームページで作成できます

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、確定申告会場に行かずに自宅から申告できます。

※作成した申告書を印刷して、郵送で提出することも可能です。

e-Taxに関する情報は『e-Taxホームページ』まで  
確定申告書等作成コーナーに関する情報は『国税庁ホームページ』まで

※操作に関するお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）まで

## 事業主の方へ ～法定調書提出期限は1月31日（水）です～

法定調書は平成29年中の支払分をまとめて提出するもので、期限は1月31日（水）です。合計表を添付し、旭川東税務署に提出してください。なお、給与支払報告書の提出は、受給者の住所地の市町村ごとに区分し、それぞれの総括表を添付して当該市町村へ提出してください。また、その際に本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋免許証など）をお持ちください。詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）までお問い合わせください。

# 第4回町議会定例会



12月13日に召集され、会期2日間で開催された平成29年第4回町議会定例会。

教育行政を含む一般町行政の概況報告、定期監査の結果報告などが行われたほか、平成29年度の各会計補正予算案、関連条例案などが提出されました。一般質問では、7名の議員から質問があり、提出された議案は原案どおり可決され、14日に閉会しました。

【議案第1号】平成29年度東神楽町一般会計補正予算(第7号)

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6997万2000円を追加し、予算総額は67億5838万円になりました。

【議案第2号】平成29年度東神楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2388万7000円を減額し、予算総額は2億9074万3000円になりました。

【議案第3号】平成29年度東神楽町水道事業会計補正予算(第3号)

今回の補正は、収益的支出を46万円増額し、支出の総額を1億9297万9000円とするとともに、資本的支出を46万円減額し、

1億8373万8000円になりました。

【議案第4号】東神楽町志比内地区交流センター条例の制定

これは、志比内地区公民館の建替えに伴い、施設の名称を『志比内地区交流センター』とし、設置および管理に関する事項を条例で定めるものです。

【議案第5号】東神楽町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

これは、職員が水難、火災その他災害により、生死不明または所在不明となった場合に、これを休職することができるとの規定を追加するため改正するものです。

【議案第6号】東神楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

これは、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合に例外的に2歳に達するまで休業できる規定を追加するため改正するものです。

【議案第7号】東神楽町住宅使用条例の一部を改正する条例

これは、改修済みの住宅の家賃の改定、志比内小学校教職員住宅の取り壊しによる削除、志比内小学校教職員住宅で現在、山村留学者が入居している住宅をその他住宅とするため改正するものです。

【議案第8号】東神楽町企業等立地促進条例の一部を改正する条例

これは、農村地域工業等導入促進法の一部改正、および課税免除の対象要件を緩和し、対象者を拡大するため改正するものです。

【議案第9号】東神楽町営住宅条例の一部を改正する条例

これは、子育て世帯向け住宅の新築により、入居資格および期限付き入居の追加などをするため改正するものです。

【議案第10号】定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結の件

これは、現行の『定住自立圏の形成に関する協定』で、企業誘致推進事業について、企業立地促進法の改正により、地域未来投資促進法が施行されたことに伴い、法の目的が変更されたため、法的な根拠を示す部分を削除するものです。

【閉会中の継続審査及び調査申出の件】

総務厚生常任委員会、文教産業常任委員会、議会広報常任委員会の3常任委員会および議会運営委員会において、それぞれ閉会中に所管事務の継続調査を行うことを承認しました。

# 平成29年度定期監査結果報告に対する措置について

## 【指摘事項1】 町税などの未収対策について

町税、使用料などの未収対策については、『収納対策室』を設置し賦課担当課と情報を共有しながら、電話催告や滞納処分を実施し、収入確保に取り組んでいることから、町税など全体の収入未済額は減少しており、また現年度分の徴収率についても、前年に比し上昇していることに対し、その努力を認め敬意を表しますが、依然としてその額は多額となっている状況にあります。

町税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより公正・公平な税負担を求めることは、極めて重要であることから、今後とも自主納税の促進と滞納管理システムを有効活用しながら、実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、税外収入も含め収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要があります。

## 【措置（税務課）】

町税などの収納対策につきましては、関係各課と連携し、新たな滞納の発生防止に重点を置き、納期毎に未納者に対して督促状の送付や、電話及び文書での催告を行い、自主納付の促進を行っております。

また、納期内での納付が困難な方に対しましては、分割納付の相談などを行っております。日中では、仕事の都合など

で相談に訪れることができない方に対しましては、夜間の納付相談などで折衝機会の確保にも努めております。

こうした取り組みを行ってもなお滞納となった町税などにつきましては、納税者個々の状況を考慮した徴収を行うとともに、納付相談に応じていただけない滞納者に対しては、給与、預貯金、自動車の差押えなどの措置を執行しております。

さらに、対応が困難な滞納者につきましては、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなどして徴収に努めております。

使用料、負担金などにつきましては、利用者負担の公平・公正を保つため、関係課と連携し、訴訟も視野に入れた徴収対策に努めております。

今後、税収確保と適正・公平な税負担や利用者負担を求め、適切かつ効果的な収納対策を実施してまいります。

## 【指摘事項2】 基本的な事務の執行について

本定期監査の実施に当たって、各課から提出された監査資料の一部に計算ミスや数値などの誤記があり、差替えや訂正などが散見されました。

監査資料に限らず、全ての事務処理において記載される事項は正確性が求められるのは当然のことです。

また、資金前渡や概算払いの精算が遅れているものが、数多く見受けられまし

た。これらは会計規則に沿った処理をすべきです。

さらに税関係文書が誤送付された件や使用料などの口座引落としについて、金融機関への口座振替の依頼が遅れたことにより、指定日に引き落としができなかった事案がありました。これらについては、職員一人ひとりのわずかな注意で防げるものと思われま

す。本町においては、毎年度職員研修計画に基づいて、各種研修を行なっています。前記のような事態を未然に防止するためには、公務の厳正な執行が町職員の基本的な責務であることを、担当職員が深く認識した上で、強い倫理観を持つて事務処理に当たることが求めま

す。また管理職員においては、担当職員を指導し再発防止に向けた再点検を行うだけでなく、財務会計事務に関わる実務研修を定期的に行うほか、事務の効率化にも配慮しながら職員のモラルを維持し、向上心を保つことができる人的配置や職場環境づくりに努めるなど効果的な改善策を講じるよう求めま

す。監査の意見に対しては、所属単位での個別的な改善にとどまらず、組織全体で危機管理若しくはリスク管理などいろいろな課題を共有したうえで、誤りの起りやすい類似の業務や事務処理手順の分析を行い、これらを踏まえて有効なチェック体制を構築するなど、実効性の

ある業務体制の確立に取り組む必要があります。

## 【措置（総務課）】

基本的な事務の執行にあたりましては、公務の厳正な執行が町職員の基本的な責務であることを、全職員が深く認識した上で、より一層の強い倫理観を持つて事務処理に当たることが求めま

す。また、管理職員におきましては、再発防止策の実施のほか、財務会計事務研修による会計事務の適正化や、事務の効率化にも十分に配慮しながら職員のモラルを維持し、向上心を保つことができる職場環境づくりに努めてまいります。

不適切な事務処理などにつきましては、誤りの起りやすい類似の業務や事務処理手順の分析を行い、有効なチェック体制を構築するとともに、職員一人ひとりが危機管理意識を持ち、組織全体で危機管理などの課題を共有したうえで、適切な事務処理や再発防止に努め、実効性のある業務体制の確立に取り組んでまいります。

今後は、『コンプライアンス・公務員倫理』の正しい知識を身に付け、違反リスクを予防するリスクマネジメントなど必要な研修会を開催し、職員一人ひとりがより一層の意識啓発を図るよう努めてまいります。

# 健康 ひがしかぐらの の 食育

教えてくれたのは…

健康ふくし課 片岡 直路

## 『酒は百薬の長』はウソ？ホント？その意味と由来

『酒は百薬の長』とは『適量の酒はどんな良薬よりも効果がある』とお酒を賛美したことわざです。

お酒を飲むと、血液中に入ったアルコールは脳に到達します。ビール中瓶1本や日本酒1合では爽やかな気分や陽気になるなど、普段人前で話が上手にできない人や緊張している人には、緊張をほぐしてくれることもあります。

ただ、『酒は百薬の長』と言っても『適量ならば』という条件があります。実際、お酒を適量飲むことでアルコールがLDL（悪玉）コレステロールの増加を抑え、HDL（善玉）コレステロールが増加することや、血液が血管の中で詰まりにくくなる

ため、心筋梗塞や狭心症など虚血性心臓病を予防する効果が確認されています。

しかし、お酒を毎日大量に摂取すれば中性脂肪が増加し、HDL コレステロールの低下、LDL コレステロールの増加につながります。さらに血圧上昇や高血糖状態を引き起こします。

特に高齢者は、アルコールの代謝機能や体内水分量の低下による肝臓障害や脱水状態を引き起こしやすいので注意が必要です。

生活習慣病やアルコール依存症などの病気のリスクを防ぐため、適度な飲酒を心がけるようにしましょう。

### ■ 1日のアルコールの適量

お酒の種類	アルコール度数	単位	おおよその量
ビール	5度	中瓶1本	500ミリリットル
日本酒	15度	1合	180ミリリットル
焼酎	25度	0.6合	110ミリリットル
ウイスキー	43度	ダブル1杯	60ミリリットル
ワイン	14度	ボトル1/4本	180ミリリットル
缶チューハイ	5度	1.5缶	520ミリリットル

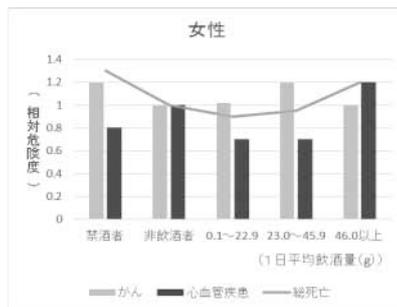
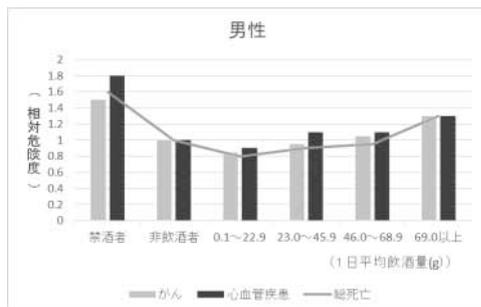


### ■ 飲酒と健康リスク

飲酒量と健康リスクの疫学調査によると、高血圧や脳出血は飲酒の消費量が増えればリスクも高くなりますが、虚血性心疾患や脳梗塞・2型糖尿病では非飲酒者と少量飲酒者のリスクを比較すると、少量飲酒者の方が、リスクが低いことがあります。しかし、大量に摂取すればリスクは高まります。

### ■ 飲酒量と死亡率

飲酒量と死亡率の調査では、男女とも1日平均アルコール消費量の平均23グラム未満（日本酒1合未満）が、最もリスクが低くなっています。



引用:公益財団法人長寿科学振興財団 WEB サイト「健康長寿ネット」

# ほそめ先生と はじめての 花育

## 木々のぬくもり

今年の積雪は、長野県北部の山間部では平年の2倍。しかし私の住む長野県中部では積雪が平年の半分となっています。東神楽町の積雪はいかがでしょうか。

先日、近所の山歩きをしてきました。例年、冬季の山中は積雪のため大変危険で、歩くことはできませんが、今年は全く雪がありませんでした。ただ気温は平年並みで地面はカチカチの凍土でしたので、滑らないように気を付けながら歩きました。

森の木々は落葉樹が多く、足元には多くの枯葉が落ちていました。夏の暗い森とは異なり明るくて、木々の樹皮が良く観察できます。先月もお話をしたカラマツは褐色で粗く縦に裂けた樹皮、コナラの老木は灰白色で深く裂けた樹皮、オオヤマサクラの大木は紫褐色で滑らかな縞模様の樹皮、ヤマモミジやハウチワカエデの若木は灰褐色で滑らかな樹皮、シラカバの幼木は真っ白な樹皮、サンショウの老木は灰白色でトゲトゲの樹皮など、それぞれ個性のある樹皮が観察できました。樹皮を見ながら春の息吹を想像でき、とても充実した山歩きとなりました。



落葉樹に交じって、マユミやヤブツバキ、イチイなどの常緑樹が濃い緑の葉をいっぱいつけて、厳しい寒さにじっと耐えていました。常緑樹は一年中葉をつけて、そのときに必要な量だけ光合成して栄養を作ります。体内に養分を蓄えるシステムが十分に無く、冬でも栄養を作らなくてはなりません。また、寒さに弱い幹をたくさんの葉で覆い守っているともいわれています。そのため冬季でも葉を落とすことはできません。

常緑樹は、晩秋や冬の剪定を行い多くの葉を失うと、寒さに耐えられなくなり枯死することもあります。本来の剪定は、春から初夏に行いますので注意しましょう。落葉樹は一般にすべての葉を落とす晩秋から冬の休眠期に剪定や移植などの適期となります。落葉までに体内にでんぷんなどを十分に蓄え、葉を落として休眠に入ると同時に樹液の活動が止まります。落葉樹には寒さの厳しい冬を乗り越えるシステムが備わっています。剪定や移植をしても体力を落とし枯れにくい体を持っています。但し、例外もあります。秋早々に真っ赤に色付いた葉を落とす桜やカエデの仲間には休眠が短く、年明けには樹液が動き出します。剪定は12月下旬までに済ませます。

人それぞれに個性があるように、木々にも樹皮や樹形など個性があります。厳しい風雪に耐えて、そこにじっと立っている木々の思いを感じると力をもらえますね。



矢澤 秀成

### Profile

現在は、兵庫県、新潟県、静岡県で花好きのマイスターを育成する授業を行い、さらに兵庫県、東京都、静岡県、鳥取県などで、子どもたちと世界に一つだけの花を咲かせる授業を行っている。また静岡県秩父宮記念公園や長野県善光寺、新潟県キラキラガーデンなどのガーデンナーとして活躍している。

# 子育て コラム

## お子さんと運動遊びを してみませんか

子どもの体力低下が叫ばれて久しく経ちます。これは、親が子どもの将来を考え、まず文字や数字といった『知育』の部分を優先してしまうからとも考えられています。

もちろん、『知育』も大切な成長を促す部分ではありますが、実は『運動』もお子さんの成長には欠かせません。そこで今回は、運動遊びの大切さや方法などを紹介したいと思います。

### ■体力の低下が招くこと

体力の低下に伴い、けがをする子が目立ち始めました。けがは骨折が多く、転んだ拍子に体を守ることができないため、大きなけがにつながっているようです。また、肥満や糖尿病を抱える子も増加しているようで、食生活の影響もあります。運動不足により体の代謝量が衰えてしまったからだとも言われています。

話しを聞かせてくれたのは…

中央保育園

渡辺 旭

### ■体力を向上させる色々な遊び

幼児期には、神経系の器官の発達が目覚ましく、ポイントをおさえた運動遊びをすることで更に運動能力が鍛えられ、一生ものの運動能力が身につくことが分かっています。そこで、幼児期に行うことが望ましい、運動機能向上に役立つ遊びをいくつか紹介したいと思います。

### 道具や準備がいらない 運動遊び

#### 『座り相撲』

二人で向かい合って座り、両手で押し合いつくします。肩や肘、手首、膝、足首の関節がよく動きます。

#### 『座ったままシーソー』

二人で向かい合って座った状態で両足の裏を合わせ、手をつないで交互に引っ張りあいます。手足の筋がよく伸びます。

### なわとびやゴムを使った遊び

#### 『プロペラジャンプ』

なわを地面スレスレで旋回させて、当たらないようにジャンプします。タイミングの取り方、バランス感覚が良くなります。

#### 『ゴムとび』

長めの平ゴムの両端を伸ばし、高さを変えながら飛び越えます。難易度を変え、目標を見据えながら練習する事が大切です。

### ボールを使った遊び

#### 『的あてボウリング』

いろいろなボールを使い、ボウリングの要領で楽しみます。的までの距離や投げ方を変えたりします。投げる強さの感覚が身に付きます。

#### 『キャッチボール』

相手にめがけてボールを投げたり、受けたりすることで、視覚を使い距離感を体で学びます。

道具を使わない運動遊びでは、自分の体を動かすことで筋力アップやバランス感覚を養えるものが多くあります。なわとびやボールなどの道具を使う遊びでは、筋力アップなどに加えて、リズム感や持久力、器用さや集中力の向上なども見込めます。

### ■まだある運動遊びの良いところ

集団で遊ぶ場面では、遊びを通して意見を主張したり、時には妥協もしながら、運動能力に加えて社会性を育むことができます。さらに、遊びによっては素早い方向転換や、状況判断などを行う為、脳の運動制御機能や知的機能の発達に良いとされています。

このように、運動遊びには体を強くするだけでなく、社会性や脳への良い影響があります。知育も大切ですが、運動もバランス良く取り入れてみてはいかがでしょうか。



参考：幼児の運動遊び！体の発達に合った身のこなしを習得できる遊び方  
URL：<https://kosodate-march.jp/undouasobi-31611/>

2月

## 子育て・保健案内板

個 対象者へ個人通知 日 日時 場 場所 対 対象 内 内容 持 持ち物 申 申込 他 その他

## お問い合わせ

【■の行事については】

健康ふくし課健康グループ ☎83-5431

【□の行事については】

こども未来課子育て支援センターぱれっと ☎83-3767

## にこにこサロン

これっと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

- 場 ①これっと  
②ぱれっと

- 日 ①【平日】午前9時30分～11時30分  
【毎週火・木】午後2時～4時  
②【平日】午前9時30分～11時30分  
【毎週火・金】午後2時～4時

※事業のある日は中止となります。

## わくわく教室

- 日 2月2日(金)午前10時～11時

場 これっと

対 0歳児～就学前児と保護者

内 豆まき会

申 2月1日(休)午前中までにこども未来課

## にこにこサロン★志比内

- 日 2月14日(水)午後1時5分～2時10分

場 志比内小学校

対 0歳～就学前児と保護者

申 志比内地区以外で参加される方は

事前にぱれっとまでご連絡ください

## すくすく広場

- 日 2月7日(水)午前10時～11時

場 ぱれっと

対 0歳児と保護者

内 ベビーマッサージ

申 2月5日(月)午前中までにこども未来課まで

持 着替え(必要な方)、オムツ、飲み物、バスタオル

他 参加費:子ども一人につき200円

個

## 乳幼児健診

- 日 2月8日(木)

12時40分～午後1時30分

場 役場庁舎

対 8か月～10か月児

内 計測、問診、小児科診察、保健・栄養相談、子育て相談

持 母子手帳、子育てサポートファイル『えんじん』

## 助産師健康相談

- 日 2月15日(木)

午前9時30分～11時30分

場 役場庁舎 1階和室

対 妊婦、0歳児、0歳児の保護者

内 育児相談、母乳相談

持 母子手帳、タオル(母乳相談希望の方)

## 子宮・乳がん・骨検診

- 日 2月15日(木)

場 旭川がん検診センター

申 検診日の1週間前までに健康ふくし課(☎83-5431)まで

他 送迎バスを運行します

※詳細は広報12月号  
折り込みチラシをご覧ください。

## よちのび広場

- 日 2月15日(木)午前9時30分～12時30分

集合:これっと9時20分 ぱれっと9時25分

対 1歳～就学前児と保護者

内 バス遠足(カムの杜)

申 2月9日(金)午前中までにこども未来課まで

持 着替え(必要な方)、オムツ、飲み物、おやつ

他 食事はとりません

## 子育て教育相談

子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。

- 日 2月19日(月)

午前9時30分～11時30分

場 これっと

内 幼児の食生活について栄養士の若林泰子先生にお話していただきます。

## これっと・ぱれっと健康相談

- 日 ①2月23日(金) ②2月27日(火)

午前9時30分～11時30分

場 ①これっと総合体育館

②ぱれっと

対 全町民

内 血圧・体脂肪・体重測定、保健・栄養相談、歯科相談(①のみ)

持 母子手帳、健康手帳

※こども未来課子育て支援センターが行う行事については『わくわく便り』に詳細を記載していますので、あわせてご覧ください。



## INTERVIEW

まちで話題の旬の人をご紹介します。

## 多くの人の役に立てるような大人になりたいです

### きよかわ みく 清河 未来さん

1998年生まれ 19歳

J R北海道に勤務

趣味：手芸

「自分が小さいころに思い描いていた成人はもつと大人のイメージがあったので、少し不思議な感じがします」。笑顔でそう話すのは、今年の成人式で新成人代表として誓いの言葉を読み上げた、清河未来さん。

清河さんは、幼稚園から中学校まで東神楽町で過ごした後、旭川の商業高校を卒業。現在はJ R北海道で改札窓口の業務を担当しています。「社会生活も2年目で、基本的な仕事の流れもつかめてきました。覚えることはたくさんありますが、社会人としての自覚と責任をもち、毎日の仕事に取り組みたいと思っています」。そう話す表情は、新成人とは思えないほど落ち着いています。

就職を機に札幌で生活している清河さんは、東神楽町に帰省した際、あることに気づいたそうです。「東神楽町は空気がとてもきれいでおいしいところだと、札幌で暮らすようになってから感じるようになりました。深呼吸をすると、体の中からきれいになっていくような感じですね」と嬉しそうに話します。また、実家を離れてから、周りの人に助けられていたことにも気づくことができたという清河さん。「一人暮らしになって、親に助けってもらっていたこと、頼っていたことに気づくことができました。当然ですが、一人暮らしだと自分のことを自分でやらなければいけないので、今更ながら感謝の気持ち湧いてきますね」と照れながら話します。



東神楽町での思い出を訪ねると、学校の体育祭で披露したパフォーマンス競技だと答える清河さん。「ダンスパフォーマンスを披露したのですが、自分たちで振り付けなどを考えて、練習して…。みんなで作り上げたものを多くの方に見てもらったとき、とても大きな達成感を感じたことを覚えています。いい思い出ですね」と話します。

清河さんは、出身を聞かれた際は「『すてきな笑顔と花のまち』の東神楽町です」と答えるほど、東神楽町のキャッチフレーズを気に入っているとのこと。「道路はきれいで花壇も整備されていて、本当にすてきだと思います。多くの人に東神楽町のすばらしさを知ってもらえたら嬉しいですよ」と話します。

最後に、新成人としての目標を伺うと「自分の体調管理をしっかりとかけるようになりたいです。健康のために運動する機会を増やし、自炊にも力を入れていきたいと思えます。1日でも早く自立した大人になれるよう、毎日何事にも全力で頑張っていきたいです」とすてきな笑顔で話してくれました。

# Information

暮らしに役立つ情報を  
皆さんのもとにお届けします



# 2月

# まちの情報案内板



- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119

## おお知らせ

**お気軽にどうぞ心配ごと相談**  
社会福祉協議会 ☎83-5424

毎日の生活の中のものごとについて、心配ごとや悩みごとについて、心配ごと相談員がお話しを伺います。相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。

■ 日程 2月15日(木)

午後1時～4時

■ 場所 役場庁舎1階 健康相談室



### 森林所有者の方々へ

東神楽町森林組合 ☎83-2234  
産業振興課 ☎83-2114

森林は40年から50年の年月をかけて育てるため、適切な時期に管理をすることが大変重要です。森林の管理は、主に次のとおりです。

■ 下刈り 植栽した苗木は背の高さが周辺の草より高くなるまで、夏場の下草刈りが欠かせません。

■ 除間伐 植えた苗木の成長に

応じて立木本数を間引きするもので、日当たりや風通しがよくなり木が早く太ります。

■ 植林 山の木を伐採したまま放置すると、土砂が流失したり、山崩れが発生する可能性が高まります。次代に引き継ぐ森林をつくるためにも、伐採後の植林を行うことが大切です。

これら森林整備の予定がありましたら、東神楽町森林組合または産業振興課にご連絡ください。



### 農地を相続した時は 届け出が必要です

農業委員会事務局 ☎83-5440

相続、および法人の合併や分割、時効取得などにより農地を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です。

届出の期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から、おおむね10か月以内となっています。

なお、相続された方が農地を耕作できない場合は、地区担当農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

## 相続登記はお済でしょうか？

相続登記は司法書士の仕事です

- 売買・相続・抵当権の設定
- 会社の設立・役員変更登記

未来につなぐ相続登記  
次の世代へのつとめです  
お気軽にご相談ください

## 東かぐら司法書士事務所

司法書士 多田 進

ひじり野南2条3丁目4番8号

☎: 68-5768 FAX: 76-1153



■ 問い合わせ・相談 東かぐら司法書士事務所

## 森林組合からのお知らせ

### ■ 平成30年度森林整備・きのこの斡旋について

平成30年度に植林間伐、森林評価などの計画がある方や、シイタケ、ナメコなどの種駒菌のお申し込みは以下の通り東神楽町森林組合までお申し込みください。

※きのこ類の申し込みに限り締切  
平成30年2月20日(火)



■ 事務局 清河 携帯 090-9756-3658

■ 問い合わせ・申込み 東神楽町森林組合 (☎・FAX 83-2234)

【有料広告】

【有料広告】

お子さまが安心・安全に  
スマートフォンを利用するために

総務省北海道総合通信局情報通信部  
☎011-709-2311

18歳未満のお子さまにスマートフォンを利用させる場合、保護者の方は次の点に注意してください。

①インターネットの適切な利用

SNSを利用して子どもたちが言葉巧みに誘い出し、殺害するという事件も発生しています。トラブルや事件に巻き込まれないよう、スマートフォンを使い方などインターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけることが重要です

②家庭のルールを作る

適切な生活習慣が身につけられるよう親子で話し合い、具体的なルールを作りましょう。

③フィルタリングなどを設定

フィルタリングは、知識が十分ではないお子さまが、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子どもたちが事件・事故に巻き込まれないために、フィルタリングを必ず設定してください。  
※実際におきたトラブル事例をもとに、予防法と対策法を『インターネットトラブル事例集』

（平成29年度版）』として取りまとめましたのでご利用ください。（検索ワード：総務省インターネットトラブル事例集）

ご利用ください  
すずらん無料法律相談

総務課☎83-2112

この無料法律相談は、道内市町村のうち弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない地域を対象に、北海道弁護士会が道内の弁護士の協力を得て実施するものです。

■日時 2月15日(木) 午後1時〜4時

■場所 役場庁舎1階和室

■担当 旭川弁護士会所属 佐藤真吾弁護士

■相談時間 1人30分程度

■申し込み 総務課へ事前予約が必要となります  
（当日空きがあれば対応可能）

ヘルプマーク・ヘルプカードを  
配布しています

健康ふくし課ふくしG☎83-5430

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、知的障がい・精神障がい・発達障がいなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている

方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするものです。



ヘルプカードとは

障がいがある人などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。災害時や緊急時など、障がいのある方などが困ったときに周囲の方から手助けを求めためのもです。

配布場所

健康ふくし課3番窓口

配布方法など

配布申出書の記入をお願いします。（各種障害者手帳の提示や印鑑などは不要）

※ふれあい交流館で受け取りを希望される場合は事前に健康ふくし課にご連絡ください。  
※ご家族や代理人による受け取りも可能です。

ヘルプマークを身につけた方をみかけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



教育に関すること、ご相談ください  
教育相談窓口

地域の元気づくり課では、次のとおり教育相談の窓口を開設しています。家庭・学校・地域における子どもの教育上の相談など、悩みごとがあるときは、ぜひお気軽にご相談ください。

※相談は電話または面談で実施します。  
※面談の場合は、事前に来訪日などの打ち合わせをします。

- 相談員 教育アドバイザー 吉澤 廣治  
生涯学習コーディネーター 松永 博一
- 日時 月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時
- 電話相談 ☎83-5407
- 面談場所 地域の元気づくり課(総合福祉会館内)
- E-mail kyoiuku\_soudan@town.higashikagura.lg.jp

■問い合わせ 地域の元気づくり課(☎83-5407)

母子父子寡婦福祉資金の申請

北海道では、母子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉の増進を目的に、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行っています。

■貸付資金の種類

事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・就職支度資金・修業資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金

■貸付対象・限度額・期間など

貸付資金の種類により異なりますので、資金を必要とする時期を考慮したうえで、早めにお問い合わせください。なお、修学資金の借入れを希望される方は、3月2日(金)までにご連絡ください。

■問い合わせ 健康ふくし課ふくしグループ(☎83-5430)

## 北方領土の返還について 考えてみませんか

まちづくり推進課 ☎83-2113

北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。北方領土返還要求運動が始まってから60年以上が経過していますが、領土返還への具体的な道筋は今なお見えないまま現在に至っています。

北方領土問題の1日も早い解決を期待している北海道としては、国の外交交渉を積極的に後押しする立場から、さらに道民世論の結集を図るため、2月7日の『北方領土の日』を中心に、啓発活動を展開しています。

皆さんの北方領土返還運動へのご理解とご協力をお願いします。



## 交通事故の援護制度について

自動車事故対策機構 旭川支所

☎40-0111

交通事故被害世帯の皆さまに、次のとおり援護制度がありますのでご利用ください。

### 【交通事故遺児等育成資金貸付】

(無利子)

### ■対象 自動車(バイク含む)

事故により保護者の方が残されたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子さまで、0歳から中学卒業まで

### ■貸付金額 1人につき最初一時金15万5000円、以後月額2万円または1万円(選択制)、小・中学校入学時に入

学支度金4万4000円

### ■返還方法 貸付終了後、原則として20年以内の月々均等払いにより返還

その他 高校、大学などに在学中は返還猶予が可能です。

### 【重度後遺障害者介護料支給】

### ■対象 自動車(バイク含む)

事故により、脳、脊髄、または胸部腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方(自損・他損は問いません)。

### ■支給額 月額2万9290円

〜13万6880円の範囲で、障がい程度の程度や介護費用の支出に応じて支給

※短期入院費用も別途支給

### ■注意 介護保険サービス、労

災の介護給付などの併用はできません。

## 年金

### 口座振替による前納は 2月末までにお申し込みを

旭川年金事務所 ☎72-5004  
(音屋案内2 ↓)

国民年金保険料の納付に『口座振替』をご利用いただくと納付のたびに金融機関などに行くと手間が省けるばかりか、納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

また、4月分から翌年3月分まで、一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割り引きになります。

□口座振替での前納には、6か月分(4月分から9月分、10月分から翌年3月分)、1年分(4月分から翌年3月分)、2年分(4月分から翌々年3月分)の3つの振替方法があり、期間が長いほど割引額は増加します。

4月分からの口座振替による前納をご希望の場合は、2月末までに金融機関の窓口または年金事務所での申し込み手続きが必要で



参加しませんか

## 町民講座『地域で支える認知症』

認知症になっても安心して暮らせるまちをめざし、認知症について正しく学び、認知症の人や家族を温かく見守ることができるよう、東神楽町とエーザイ株式会社の共催により開かれる講座です。

- 日時 2月17日(土) 午後2時～4時
- 場所 総合福祉会館 2F大ホール
- 対象 認知症についての理解や支援に関心のある町民の方
- 内容 基調講演『知って安心 正しく学ぶ認知症』(講師：旭川赤十字病院神経内科 浦茂久氏)  
講演『認知症サポーターになろう』(座長：東神楽町国保診療所長 相馬光宏氏)
- 定員 150名(参加費無料)
- 申込み 2月15日(木)までに地域包括支援センターへ
- 問い合わせ・申込み 地域包括支援センター(☎83-5600)

## お子さんの急な病気やケガで困ったときに 北海道小児救急電話相談

- 対象 北海道内に居住または滞在している子どもの保護者など
- 相談例 転んで頭をぶつけた  
熱が出たが、何℃まで様子を見ればよいか  
すぐに医療機関を受診させた方がよいか
- 時間 午後7時～午前8時まで
- ・小児科医の支援体制のもと、看護師が相談に応じます。(午後7時～午後11時までは道内の小児科医・看護師が対応し、午後11時～午前8時まではコールセンター(道外の小児科医・看護師)で相談に応じます)  
※電話相談は家庭での一般的対処に関する助言やアドバイスであり、電話による診断や治療はできませんのであらかじめご了承ください。



■相談窓口電話番号 ☎011-232-1599 または #8000

**国民年金保険料の納付をクレジットカードでも**

旭川年金事務所 ☎72-5004  
(音声案内 2 ↓ 2)

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付することができます。平成29年4月から、新たにクレジットカード納付による2年前納が可能となり、ますます便利な納付方法になりました。

ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。クレジットカード納付をご希望の方、またはクレジットカードの有効期限を迎える方は、旭川年金事務所へお問い合わせください。



**募集**

**自衛隊幹部候補生を募集します**

自衛隊旭川地方協力本部南地区隊  
☎54-5617

平成30年度自衛隊幹部候補生を募集します。

- 資格
- ・大卒程度試験

日本国籍を有する22歳以上26歳未満の者(平成31年4月1日現在)(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込み含む))  
院卒者試験

・院卒者試験

日本国籍を有する修士課程修了者(見込み含む) などで、20歳以上28歳未満の者(平成31年4月1日現在)

■受付期間 3月1日(木)～5月1日(火)

■試験日 一次試験 5月12日(土)・13日(日)(13日は飛行要員のみ)

■試験会場 いずれも陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)



**高齢者事業団員を募集します**

高齢者事業団事務局 ☎83-5425

高齢者事業団では、経験や能力を生かして健康で仕事に生きがいを求めている、おおむね60歳以上の町内在住の方を対象に平成30年度の新会員を募集します。

■作業内容

- ・公園などの草刈り、清掃
- ・公共花だんの植栽、除草
- ・各公共施設の管理、清掃
- ・環境整備のほか一般作業など

**申し込み** 2月13日(火)までに

東神楽義経公園内の高齢者事業団事務局までご連絡ください。



**ふるさと納税 特産品などの募集について**

まちづくり推進課 ☎83-2113

東神楽町では、町外居住の方からふるさと納税による寄付をいただいた際に、感謝の気持ちを込めて特産品などのお礼の品を贈呈しています。

東神楽町のPR、特産品の販売促進および地元経済の活性化などを図るため、町内に事業所を有する事業者により、町内で生産・製造・加工・販売などが行われている特産品(期間限定・数量限定も可)がありまして、出品についてご協力をお願いいたします。  
※換金および転売の可能性が高いもの(商品券など)は、お礼の品とすることはできません。



**成年後見制度について**

■成年後見制度に関する出張相談

高齢者や障がいのある方の『生活』や『財産』に関する不安や困りごとについて旭川成年後見支援センターの相談員がお話を伺います。本人のさまざまな権利が守られ、安心して地域で暮らしていけるよう『成年後見制度』の利用についてお手伝いします。**相談を希望される方は、事前に健康ふくし課ふくしグループまでご連絡ください。**

日時 2月19日(月)  
午後2時30分～4時  
場所 役場庁舎1階 健康相談室



■成年後見制度とは?

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶことができない場合があります。また、自分に不利な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

旭川成年後見支援センターは、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が運営し、関係機関と連携を図りながら行い、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりをお手伝いしています。

■問い合わせ 健康ふくし課 ふくしグループ(☎83-5430)

ご協力ありがとうございました! 東神楽町社会福祉協議会からお知らせ  
**赤い羽根共同募金・歳末助け合い義援金の実績**

■赤い羽根共同募金

昨年10月1日から展開した『赤い羽根共同募金』には、多くの皆さんの参加とご協力をいただきました。住民の皆さん、各企業をはじめ、運動推進にご協力いただいた女性ボランティア、あゆみの会、小中学校児童生徒の皆さんに厚くお礼申し上げます。寄せられた募金は全額、民間の社会福祉事業など道内の福祉施設の設備、各種福祉活動や運動推進のために役立てられます。また東神楽町社会福祉協議会への助成金は、地域福祉活動やボランティア活動資金などに充てられます。

共同募金の実績	総額 155万 384円
戸別募金(行政区)	108万 700円
企業募金	29万 7000円
学校募金	1万 6555円
街頭募金	1万 6544円
職域・個人ほか	13万 9585円

(平成30年1月10日現在)

■歳末助け合い義援金

昨年12月1日から実施した『歳末たすけあい運動』では、全町の皆さんのご支援により、多くの義援金が寄せられました。

ご協力いただきました町民の皆さんや関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

寄せられた義援金は、12月27日開催の審査委員会により助成を決定し、町民そろって明るいお正月を迎えるため、支援を必要とする世帯に対し、直接届けられました。なお、助成内訳については、事業終了後にお知らせします。

皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

義援金の実績	総額 118万 9237円
戸別募金(行政区)	111万 3800円
団体募金	7万 5437円

(平成29年12月31日現在)



■問い合わせ 社会福祉協議会 (☎83-5424)

平成30年はひがしかぐら禁煙・分煙元年  
**禁煙・分煙の取組を始めました!**

東神楽町では、古くは昭和61年に『健康の町』を宣言し、近年では『健康食育タウン事業』を展開するなど、健康増進と食育の推進に力を入れてまいりました。こうした取組をさらに進めていくために、健康への悪影響が懸念される『タバコ』への対策を今年から講じていきます。平成30年を『ひがしかぐら禁煙・分煙元年』とし、禁煙・分煙に関する社会実験や取組を進めてまいります。

今後は喫煙者・嫌煙者の両方の意見に耳を傾け、両者が共に過ごしやすい社会を、模索しながら作っていきたいと思います。町民の皆さまにおかれましても、こうした取組にご理解をいただけますと幸いです。

<東神楽町役場では次のことに率先して取り組みます>

【1】役場職員の役場内禁煙デーの実施

毎月22日(22日が土日祝の場合は翌出勤日)を『吸わん吸わんデー』として、役場職員は庁舎内において禁煙とします。

【2】分煙の取組を積極的に推進

非喫煙者が参加する会合などでは、役場職員はその場において喫煙を控えます。



■問い合わせ 総務課 (☎83-2112)

## 電話予約で土日や夜間でも証明書などの交付が受けられます

平日の開庁時間内に来庁できない場合は、事前に住民票や証明書などの交付を電話で予約し、土・日・休日または、夜間に役場で受け取ることができます。なお、受け取りはご本人、または予約時に指定した同一世帯の方に限りますので、予約時に受け取りに来られる方をお申し出ください。

※休日や夜間は、予約受付をすることはできません。

### ■予約可能な証明書など

#### ①住民票の写し（くらしの窓口課 戸籍グループ：☎83-5401）

住民票の写し

※戸籍謄抄本、印鑑証明書は交付できません。

#### ②所得、個人住民税額に係る証明書（税務課課税グループ：☎83-2119）

所得証明、児童手当証明、課税証明、納税証明（軽自動車税納税証明書を含み、法人町民税は除く）

#### ③固定資産に係る証明書（税務課課税グループ：☎83-2119）

評価証明、評価通知書、公課証明、資産証明、所有証明

#### ④被保険者証、受給者証などの再交付（健康ふくし課 ふくしグループ：☎83-5430）

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、重度・ひとり親・子ども医療費受給者証の再交付（新規交付はできません）



### ■電話予約時間

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

### ■受け取り

- ・予約された証明書などは、土曜日、日曜日、祝日の午前8時30分から午後9時まで、または月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午後5時30分から午後9時までの間に役場守衛室（役場南西側入口）で交付します。
- ・交付の際に、請求書または申請書の記載をお願いします（被保険者証(注1)、限度額適用認定証(注1)、受給者証の再交付の場合は、印鑑を持参してください）。
- ・交付の際は手数料を持参してください（お釣りが無いようにお願いします）。
- ・予約された来庁者の本人確認のため、マイナンバーカード、身分証明書、運転免許証、健康保険証などの提示を求めますので、ご協力をお願いします。
- ・軽自動車税納税証明書の交付の際には、車検証が必要となりますので持参してください。

(注1) マイナンバーを確認できるものを持参してください。

(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票)



■問い合わせ ①くらしの窓口課(☎83-5401) ②③税務課(☎83-2119) ④健康ふくし課(☎83-5430)

# 地域おこし協力隊が行く!

## 活動報告と今後のイベントについて

少々季節遅れですが、12月16日に実施した『サンタ♪ウォーク in ひがしかぐら』は、雪が降っているにも関わらず、下は2歳、上は89歳の方までのたくさんの方々にお集まりいただき、町内約2キロメートルの道のりを元気にリンリンと鈴を鳴らしながら歩きました。サクソやユーフォoniumなどの楽器も持ち込んでいただき、私も20年ぶりにアルトサクソを吹きながら行進しました。地域おこし協力隊として、新しいものをイチから始めるという事は大切なミッションとなりますので、次回はさらにイベント性を上げて、より多くの方々に楽しんでいただけるような毎年の恒例行事に育てていきたいと思っております。

今後のイベントですが、2月10日(出)の『ウィンターフェスティバル』にて、今年も公園の斜面を使ってのチューブ滑りや、昨年初めて登場して大人気だったエアボードも行う予定です。スラロームやジャンプを楽しめるコースを作り、スリルとスピードと歓声をお届けしようと頑張りますので、ご期待ください。

【サンタ♪ウォーク in ひがしかぐらの様子】



小島 茂

### Profile

1963年大阪生まれ。幼少時代は奈良県で過ごし、結婚を機に再び大阪へ。縁あって北海道に来ることになった際には、大阪から車でキャンプ場を巡り北上してくるほどのアウトドア好き。飲食業界や通信業界の仕事を経て、東神楽町の地域おこし協力隊員として勤務。趣味は映画鑑賞、特技はギターなどの楽器演奏。

## ある日のこと…



リェーン・ジーン

### Profile

1981年台湾生まれニュージーランド育ち(両方の国籍を所有)。大学ではマーケティングと日本語を専攻。台湾語・中国語・英語・日本語の4ヶ国語に精通。2005年に英語指導助手として来日。2014年から東神楽町の国際交流員(CIR)として勤務。趣味は読書、着物の着付け、ネイルアート、スノーボードなど。

### 自動販売機



日本に来る前にニュージーランドで受けた日本語授業の中で、冗談交じりに『日本は自動販売機の国』という話をされました。実際に来日した時、種類などが充実した自動販売機は私の想像を超えており、百聞は一見に如かずとはこういうことを言うのかと、カルチャーショックを受けました。

日本は、自販機の数が増えただけではなく、その中身が全然違います。まず、同じ自販機でも冷たい飲み物の横に温かい飲み物も売っていることに驚きました。ドリンクの種類も、ソフトドリンクだけではなく、瓶に入っているミルクやコーンスープなど、種類が豊富です。そして、飲み物だけではなく食品(たこやき、おにぎり、ラーメンなど)を売っている自販機を見つけたときは、とても不思議に思いました。

ニュージーランドやアメリカなどの販売機は、冷たいドリンクやアイス以外は、主にお菓子など(ポテトチップス、チョコレート、シリアルバーなど)が販売されています。また、小銭しか使えない自販機もあるので、お札も使える日本の自販機の方が便利だと感じます。

日本に到着した夜、ラーメン屋さんへ行きました。そこで初めて『食券販売機』を使ったのですが、写真がなく日本語の文字のみの表記だったため、日本語を7年間勉強したのに、選ぶのにかなり時間がかかってしまいました。食券を買った後、次に何をすべきなのか全く分からなくてあせったりもしましたが、最後は無事にラーメンを食べることができました。忘れられない経験です。

## 図書館からのお知らせ

■ 東神楽町図書館 ☎ 83-4646

### 東神楽町図書館新刊

ぶらりあるき北海道の博物館 (中村 浩)  
 西郷隆盛のことがマンガで3時間でわかる本 (津田 太愚)  
 「国境なき医師団を見に行く」 (いとう せいこう)  
 ねこといぬ (岩合 光昭)  
 おらおらでひとりいぐも (若竹 千佐子)  
 おもかげ (浅田 次郎)  
 ノーマンズランド (誉田 哲也)  
 意識のリボン (綿矢 りさ)  
 いきもの ものしりクイズ 100  
 かいけつゾロリのちていたんけん (原 ゆたか)  
 マララのまほうのえんぴつ (マララ ユスフザイ)  
 えがないえほん (B.J. ノヴァク)  
 にんじゃなんにんじゃ (中垣 ゆたか)

### JA文庫新刊

心の嵐を青空に (美輪 明宏)  
 日本酒がおいしい人気店のおうちおつまみ  
 懐石小室に教わる一生ものの和のおかず (小室光博)

このほかにも多くの図書が入荷しています。  
 ぜひお越しください。



## おすすめ絵本



### 『ぐりとぐら』

中川李枝子／作 大村百合子／絵  
 (福音館書店)

料理と食べることが大好きなのねずみのぐりとぐらは、森でみつけた大きなたまごで大きなカステラを作ること。ぐりとぐらが歌いながら焼けるのを待っていると、森中の動物たちが集まってきて…。みんなでカステラいただきます！

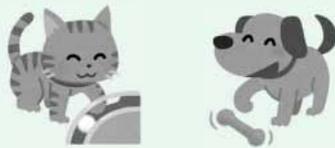


## 今の特集

### イベント案内

図書館では特集コーナーを設けて、テーマに沿った本をまとめて置いています。

■ 一般書・児童書 イヌ・ネコ特集



## 2014年ル・サロン入選作品 小林白炎『命の言霊墨絵詩書展』

フランス芸術家協会主催の美術展『ル・サロン』に入選した作品を展示します。



- 日時 2月4日(日)～2月24日(土)
- 場所 東神楽町図書館
- 入場料 無料
- 問合せ 東神楽町図書館 (☎83-4646)

## おうまのおやこ おはなし会

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』による  
 絵本よみきかせ会

- 日時 2月24日(土) 午前10時30分～
- 場所 ふれあい交流館 会議室 1
- 参加料 無料(事前申込み不要)
- 問合せ 東神楽町図書館 (☎83-4646)

## ふれあい交流館の本が 東神楽町図書館にあります

現在、工事によりふれあい交流館の図書館が利用できないため、一時的に東神楽町図書館へ本を移動しています。普段、東神楽町図書館のみをご利用されている方は、ぜひこの機会にふれあい交流館の本をご覧になってみてください。もちろん、貸出も可能です。



2月23日(金)は月末図書整理日のため休館日となります。本を返却される方は図書館裏口のブックポストをご利用ください。

# 2月 EVENT CALENDAR

## イベント カレンダー

休館日案内  交流プラザつつじ館  東神楽町図書館

1日(木)		
2日(金)	■わくわく教室(P16)	
3日(土)		
4日(日)	■全町卓球大会(広報1月号:P18) ■図書館展示 小林白炎『命の言霊墨絵詩書展』 (~24日まで)(P25)	つ
5日(月)		☒
6日(火)		
7日(水)	■すくすく広場(P16) ■北方領土の日(P20)	
8日(木)	■乳幼児健診(P16)	
9日(金)		
10日(土)	■ひがしかぐらウィンターフェスティバル2018(P6)	
11日(日)	【建国記念の日】	つ
12日(月)	【振替休日】	つ・☒
13日(火)	■高齢者事業団員募集 申込締切(P21)	
14日(水)	■にこにこサロン★志比内(P16)	
15日(木)	■助産師健康相談(P16) ■子宮・乳がん・骨検診(P16) ■よちのび広場(P16) ■心配ごと相談(P18) ■すずらん無料法律相談(P19)	

16日(金)	■確定申告受付開始(~3月14日)(P8)	
17日(土)	■町民講座『地域で支える認知症』(P20)	
18日(日)		つ
19日(月)	■子育て教育相談(P16) ■成年後見制度出張相談(P21)	☒
20日(火)		
21日(水)		
22日(木)	■確定申告夜間受付(P8)	
23日(金)	■確定申告夜間受付(P8) ■これっと健康相談(P16)	☒
24日(土)	■おうまのおやこ おはなし会(P25)	
25日(日)		つ
26日(月)		☒
27日(火)	■ばれっと健康相談(P16)	
28日(水)		



ご意見・ご感想を  
お寄せください